

# 京丹後市危機管理指針

令和3年4月

京 丹 後 市

# 目 次

第1章 総則		
第1節 目的	-----	1
第2節 定義	-----	1
第3節 危機管理計画	-----	2
第2章 市の責務		
第1節 責務	-----	2
第2節 情報	-----	2
第3節 資機材	-----	3
第3章 事前対策（平常時の危機管理）		
第1節 危機管理意識の高揚（職員研修の実施）	-----	3
第2節 危機管理能力の向上	-----	3
第3節 市民に対する啓発	-----	3
第4節 危機管理マニュアルの整備	-----	4
第5節 危機管理体制	-----	4
第6節 関係機関との連携	-----	4
第4章 応急対策		
第1節 危機対策本部の設置	-----	4
第2節 初動体制の確立	-----	5
第3節 情報の収集、伝達及び共有	-----	5
第4節 応急対策の実施	-----	5
第5章 事後対策		
第1節 復旧対策の推進	-----	6
第2節 被害者の救済	-----	6
第3節 危機管理評価と危機管理マニュアルの修正（作成）	-----	7
別表1 想定される危機の分類と危機管理マニュアル等	-----	9
別表2 危機管理マニュアル構成例	-----	10
別表3 危機レベル	-----	11
別図1 危機管理概念図	-----	12
別図2 危機管理のためのシステム	-----	13

# 第1章 総則

## 第1節 目的

この指針は、京丹後市が実施する危機管理の基本的事項について定め、危機が発生し又は発生するおそれがある場合における迅速な初動体制を確立し、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活の安全と安心を確保することを目的とする。

## 第2節 定義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 危機

市民の生命、身体及び財産に重大な被害又は影響をもたらすおそれがあり、また、市民生活に重大な不安や不信を与えるもの、行政運営に重大な支障を来たす事態等に対し、組織的に対応することが必要な事態。

危機は、次のとおり分類する。想定される危機事例及び所管する部局等は別表1のとおりとする。

分類1	災害対策基本法に基づく京丹後市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定する災害、事故等
分類2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく京丹後市国民保護計画（以下「国民保護計画」という。）に規定する事態
分類3	分類1及び分類2に該当しない災害、事故その他の緊急事態で、市民生活並びに行政運営に重大な支障を来たす事態

### (2) 危機レベル

様々な危機へ対処することが必要となるため、主管する業務にかかる危機については、主管する各部局等で対処することを基本とし、危機の規模及び状況等に応じて、次の4段階に区分するものとする。

	レベル1	主管課による対応で措置できる場合
	レベル2	主管部局等による対応で措置できる場合
	レベル3	複数の部局等が連携して対応する必要がある場合
	レベル4	全庁的に対応する必要がある場合

### (3) 危機管理

危機から市民の生命、身体及び財産を保護するため、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り、危機を収拾し、市民生活を平常に回復させること。

### 第3節 危機管理計画

分類1の危機については、「地域防災計画」に基づいて、分類2の危機については、「国民保護計画」に基づいて、分類3の危機については、本指針の「第3章危機対応計画」に基づいて対応する。(別図の危機管理概念図参照)

## 第2章 市の責務

### 第1節 責務

#### (1) 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、関係機関等と相互に連携・協力し、危機対策を総合的に推進する責務を有する。

#### (2) 職員の責務

職員は、自らの職務に応じて、常に起こりうる危機を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の伝達網を確認し、訓練などを通じて必要な知識・技術の習得に努めなければならない。

#### (3) 組織内における各部課の責務

各部課は、所掌分野における危機の発生に対し、常にあらゆる事態を想定して、対応策を検討するとともに、連絡体制を整えておかななければならない。また、危機管理担当課(総務課)は、各部課との情報の連携を図りながら、庁内間の調整に努めるものとする。

#### (4) 危機管理監の設置

組織内の危機管理体制を強固にするため、危機管理監を設置し、危機管理を統括する体制を推進するものとする。

### 第2節 情報

#### (1) 通信設備の整備

危機が発生し又は発生するおそれのある場合、関係部局等や関係機関等と円滑・迅速に情報の収集・伝達・共有が行えるよう、防災行政無線、メール配信システム等の既存の通信設備を最大限活用する。

また、対策本部会議等の内容が速やかに各部局等において共有できるよう、職員ポータル等の活用を図る。

#### (2) 情報連絡網の整備

総務課は、各部局等の危機管理担当職員等の連絡先を記載した危機管理緊急連絡網を整備する。

各部局等は、主要職員の連絡先を記載した危機管理緊急連絡網を整備し、平常時から危機情報の収集と共有化、伝達が即時に可能な体制整備を維持する。

#### (3) 関係機関との連携

危機発生時には、京都府、自衛隊、警察、医療機関をはじめ関係機関との情報の共有化を図ることで、正確な情報の管理を図る。

### 第3節 資機材

各部局等は、危機に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し、円滑な調達を図れるよう調整を行う。

## 第3章 事前対策（平常時の危機管理）

### 第1節 危機管理意識の高揚（職員研修の実施）

- (1) 総務課は、職員の危機管理意識の向上を図るため、人事課等と連携し、危機管理に関する研修を実施する。
- (2) 各部局等は、関係部局等と連携し、具体的な危機を想定した研修を実施する。

### 第2節 危機管理能力の向上

各部局等は、常に組織として危機に対応できるよう、起こりうる事態を想定しておくとともに、それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて点検を行う、また、職員が危機発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、危機管理に関するイメージトレーニング、図上訓練や個別活動訓練を実施する。

### 第3節 市民に対する啓発

各部局等は、危機発生時の被害防止・軽減のため、市民に対し、具体的な危機に関する啓発を行う。

#### 第4節 危機管理マニュアルの整備

各部局等は、主管する業務における危機に対応するため、危機発生に備えた体制の整備、訓練の実施、危機発生時の情報収集・伝達や人命の安全確保のための応急対策の実施、被害者に対する事後対策の実施など、国や府その他関係機関が作成する危機管理マニュアル等と整合を図りながら、危機別にマニュアルを作成（修正）する。危機管理マニュアルの構成例は、概ね別表2のとおりとする。

なお、各種危機に対応する組織又は計画（危機管理マニュアル等）が既にある場合は、この指針の趣旨に反しない限り、それぞれの組織又は計画に基づいて危機に対応するものとする。

#### 第5節 危機管理体制

##### （1） 危機管理監

危機管理を統括する危機管理監は、市長等との連絡調整、所管が不明確な危機、部局横断的な対応が必要とされる危機について、主管部局等の調整、危機レベル移行の調整等を行う。

##### （2） 危機管理担当者

各部局等に危機管理担当者を置く。危機管理担当者は各部局等の庶務担当課長を充て、平常時及び危機発生時において、総務課や関係部局等と連絡・調整にあたる。

##### （3） 危機管理担当者会議

市の危機管理体制を推進するため、庁内に危機管理担当者を構成員とする危機管理担当者会議を設置し、平常時における危機管理に必要な連絡・調整（危機管理マニュアルの作成・修正を含む）を行う。危機管理担当者会議の庶務は総務課において行う。

#### 第6節 関係機関との連携

市は、危機発生時の被害を防止、軽減するため、国、府、他の地方公共団体、関係公共機関、市民団体、ボランティアその他の関係者と連携を図るものとする。

### 第4章 応急対策

#### 第1節 危機対策本部の設置

危機が発生し又は発生するおそれがあるとき、危機レベルに応じて、次の危機対策本部を設置する。危機レベルと本部体制は別表3のとおりとする。

また、危機の規模及び状況等に応じて本部体制を移行する。危機対策本部の組織編成及び実施する業務等については、別表3により、危機の規模及び状況等に応じて、機動的に組織編成を行うものとするが、危機管理マニュアルであらかじめ定めるものとする。

なお、危機対策本部の事務局については、主管課等が関係部局等や総務課と連携しながら担当する。

	レベル1	情報連絡体制	
	レベル2	危機対策本部	部局危機対策本部
	レベル3		複数部局危機対策本部
	レベル4		市危機対策本部

## 第2節 初動体制の確立

危機発生時には、直ちに関係部局等が情報収集・伝達や職員の動員を行い、部局危機対策本部等の必要な体制をとり、機動的に対応する。

## 第3節 情報の収集、伝達及び共有

### (1) 情報の収集

危機対策本部は、危機が発生し又は発生するおそれのある場合、状況に応じ関係機関等の協力を得て、正確かつ迅速に情報を収集する。

### (2) 情報の伝達

危機対策本部は、収集した情報（①危機発生 of 概要②被害状況③応急対策の状況等）を、速やかに分析して的確な活動方針を決定する。また、これを周知徹底する。

### (3) 情報の共有

危機対策本部が収集した情報は、職員ポータル等を活用し、情報の共有化を図る。

## 第4節 応急対策の実施

### (1) 応急対策の実施

危機の発生状況に応じ、あらかじめ定めた危機管理マニュアル等に従い必要な応急対策を行う。危機管理マニュアルが定められていない危機が発生した場合は、類似の危機に対する危機管理マニュアルを参考としながら必要な応急対策を行うことで、被害の拡大防止を図る。

### (2) 広報

危機の発生状況に応じ、必要な広報を行う。なお、広報及び報道機関への情報提供内容については、秘書広報広聴課で一括管理するものとする。

(3) 市民への広報

危機発生時において、被害の拡大及び社会的な混乱を防止し、市民の安全や安心を確保するために、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、インターネットなど多様な手段を通じて、迅速かつ的確な広報を行う。

また、必要に応じて市民から寄せられる問い合わせや要望等の対応窓口を設置する。

(4) 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供については、その内容、発表時期及び方法等について検討し、実施するものとする。

(5) 職員の動員

危機発生時には、緊急時連絡網を活用し速やかに職員を参集させ、応急対策にあたる。

## 第5章 事後対策

### 第1節 復旧対策の推進

市は、危機収拾後に市民生活の回復を図るため、必要に応じその対策を行う。

(1) 安全確認

危機に係る応急対策がおおむね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、関係機関と連携して、速やかに安全確認を行う。

安全が確認された場合は、速やかに報道機関に情報提供するとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、インターネットなど多様な手段を通じて市民に周知する。

(2) 施設の復旧

危機により施設が被害を受けた場合は、関係機関の協力を得て、速やかに復旧し、市民生活への影響を最小限に止める、施設の復旧に長期を要する場合は、代替施設の導入や臨時施設の開設等、必要な対策を講じる。

(3) 市民生活の安定

危機により、情報、交通、医療、教育等の社会環境に重大な停滞・機能停止をきたした場合は、関係機関の協力を得て、速やかに機能回復を図り、市民生活の安定を図る。

### 第2節 被害者の救済

市は、被害者を救済するため、必要に応じ次の対策を行う。

(1) 相談窓口の設置

被害を受けた市民が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、必要に応じて様々な問題解決のための助言や情報提供等を行う相談窓口を設置する。

(2) 健康相談の実施

危機による負傷、疾病、又は生活環境の変化等による健康不安などに対処するため、健康相談を実施する。また、心的外傷ストレス障害（PTSD）等に対処するため、メンタルヘルスケアを行う。

(3) 生活支援

危機により住居を失い、又は生活の糧を失うなど、自力では生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、速やかに生活再建支援のための方策を講じる。

### 第3節 危機管理評価と危機管理マニュアルの修正（作成）

(1) 危機管理評価

危機管理担当者会議は、発生した危機の原因、状況、対応策などを取りまとめ、評価し、今後の危機発生時の対応について検討するものとする。

(2) 危機管理マニュアルの修正（作成）

危機管理担当者会議は、危機管理評価や危機に対する図上訓練などを通じて、危機管理マニュアルの実効性を検証する。また、危機管理マニュアルを修正（既存の危機管理マニュアルがない場合は、新たに作成）するとともに、職員への周知を図ることにより、危機の再発防止に努めるものとする。

(3) 再発防止に向けて

危機発生後において、所管部課は、危機の発生した原因、被害拡大の要因を分析することで、課題や問題点を整理するものとする。また、組織の中で検証結果を共有することで、類似危機への対応強化へ結びつけるものとする。また、必要に応じ、専門家を含む調査委員会の設置を図り、再発防止へ向けて対応する。

### 附則

この指針は、平成20年3月から施行する。（平成20年3月26日策定）

この指針は、平成21年4月から施行する。（平成22年1月19日改定）

この指針は、平成30年4月から施行する。（平成30年4月1日改定）

この指針は、令和3年4月から施行する。(令和3年11月16日改定)